

<全体構想編>

全体構想編 目次

- 1. 都市づくりの理念と目標 41
- 2. 将来都市構造 48
- 3. 分野別都市整備の方針 55

1. 都市づくりの理念と目標

1-1 都市づくりの基本理念

本市は、恵まれた気候・土壌により、多様な産地が形成され、農産・園芸・畜産の農業が盛んな地域です。また、雲仙は、古くより霊場、湯治場として知られ、早くから外国人への門戸が開かれたリゾート地として栄えるとともに我が国最初の国立公園※として全国的にも有名です。一方、有明海、橘湾の2つの海は、海の恵みと優れた景観をもたらしています。

こうした恵まれた地域資源を活かすとともに、本市の産業や文化を発展させていくためには、融和と協調の下に地域を越え人々が活発に交流することが必要です。

また、市民の願いは、本市の基幹産業※である農水産業、観光を核とした力強い産業を発展させ、雇用を確保し、人口を定着させること、高齢者が安心して生きがいを持って暮らすことができること、皆が安全・快適な生活を送ることができることです。

このために、豊かな自然と歴史、文化、風土に根ざした地域力、そして、地域を越え、世代を超えた人材力を結集し、豊かで魅力ある郷土づくりが必要です。

以上の考え方のもと、雲仙市総合計画※では、『豊かな大地・輝く海と ふれあう人々で築く たくましい郷土』を雲仙市の将来像として掲げており、将来像実現のテーマとして『雲仙・山麓「食」、「遊」、「快」のくにづくり』を進めることとしています。本プランにおいても、これを踏襲するとともに、その実現に向けて都市計画を推進していきます。

《雲仙市の将来像》

「豊かな大地・輝く海と ふれあう人々で築く たくましい郷土」

《将来像実現のテーマ》

～ 雲仙・山麓「食」、「遊」、「快」のくにづくり ～

1-2 将来フレーム

都市計画マスタープランにおいては、雲仙市総合計画※における推計人口を基本とし、平成42年の推計人口を37,000人と設定します。

また、中間目標年度の平成32年の推計人口は、43,000人と設定します。

＜目標年度（平成42年）＞ 約37,000人
 ＜中間目標年度（平成32年）＞ 約43,000人

表-各種計画等による将来人口推計値

（単位：人）

	平成17年 (国勢調査※)	平成22年	平成32年 (中間目標年度)	平成42年 (目標年度)
雲仙市総合計画※	49,998	47,582	42,188	—
国立人口問題 研究所推計	49,998	47,564	42,349	37,162
今回推計値（コーホ ート要因法による）	49,998	47,582	42,188	36,643

図-将来人口推計（総人口及び町別人口）

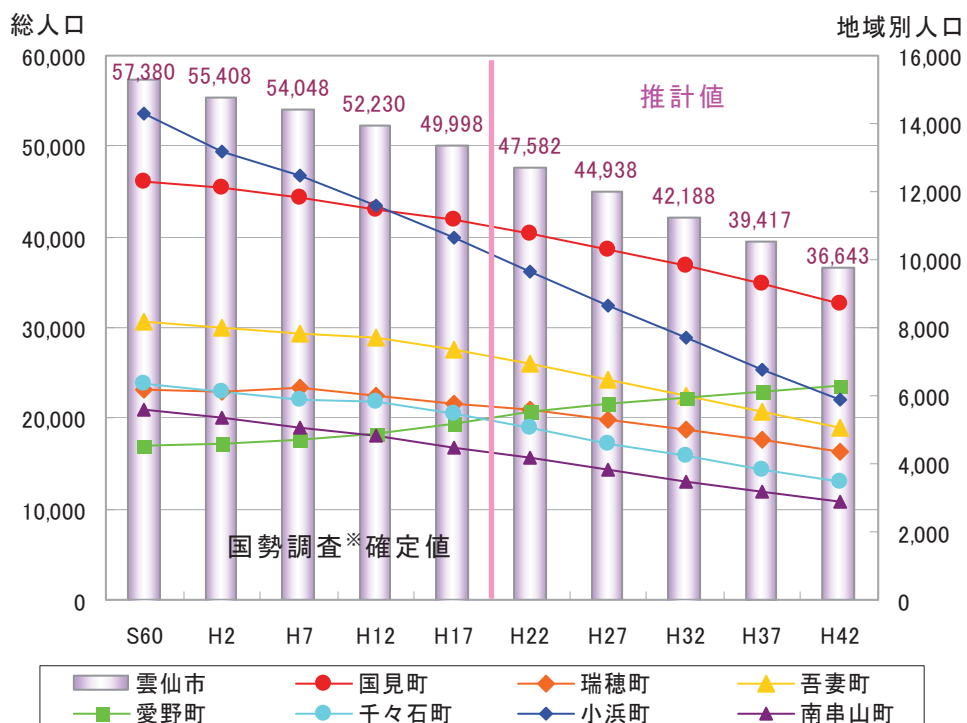
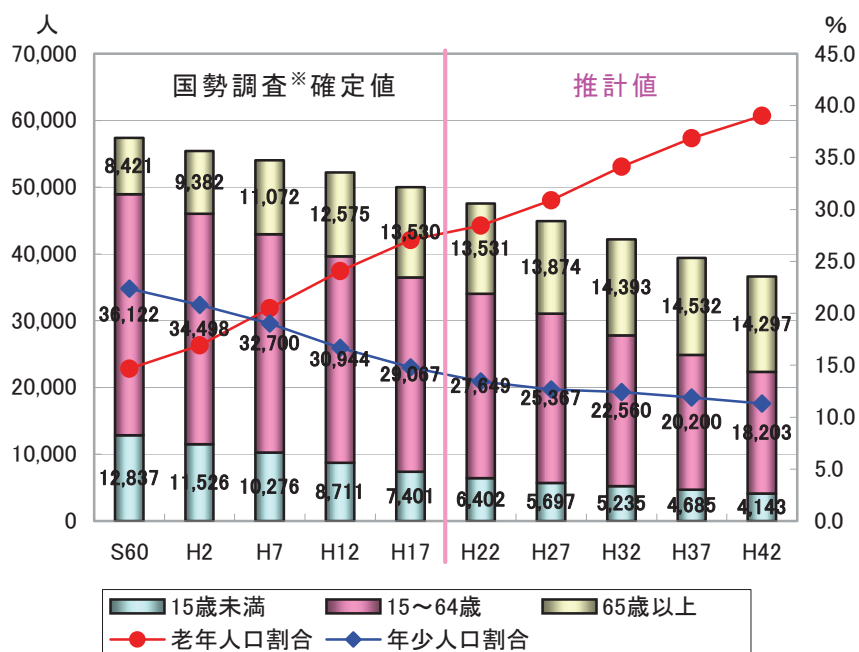


図-将来人口推計（年代別人口）



1-3 都市づくりの目標

基本理念を達成するため、都市づくりの主要課題を踏まえて、都市づくりの目標を以下のように設定します。

◆ 都市づくりの主要課題 ◆

<都市構造>

- ・人口減少高齢社会、道路等の社会資本※の高齢化に対応したコンパクトなまちづくりの推進
- ・地域間の適切な役割分担による効率的な都市機能の配置

<土地利用※>

- ・合併による一体的なまちづくりを進めるための都市計画区域※等の再編
- ・良好な自然や農地と調和した都市的土地利用※の規制・誘導
- ・用途地域※指定による拠点地区の明確化

<市街地整備>

- ・地場産品※を活用した食品関連産業等の計画的な立地誘導

<都市施設>

- ・広域連携の強化や合併効果の促進、救急医療施設へのアクセス強化を図る道路・交通ネットワークの構築
- ・交通弱者※に配慮した市街地・集落と主要施設をつなぐ公共交通ネットワークの構築
- ・長期末着手の都市計画道路※の見直しを含めた、各地域にふさわしい市街地内道路の整備
- ・地域間バランスに配慮した身近に利用できる公園緑地の整備
- ・観光・レクリエーション拠点となる自然や歴史を活かした公園緑地の整備
- ・公共下水道等未整備地区における整備推進

<都市環境>

- ・雲仙天草国立公園※、棚田等の自然環境や神代小路等の歴史資源の保全と活用
- ・自然災害防止対策の推進
- ・市街地・集落内の細街路整備による防災性・安全性の強化

<推進体制>

- ・市民参画※と協働※のまちづくりの推進

◆ 都市づくりの基本理念 ◆

<都市づくりの基本理念>

「豊かな大地・輝く海とふれあう人々で築く たくましい郷土」

<実現のテーマ>

～ 雲仙・山麓「食」、「遊」、「快」のくにづくり ～

◆ 都市づくりの目標 ◆

<都市づくりの目標①>

◆ **活力あるコンパクトな都市づくり**

<都市づくりの目標②>

◆ **道路・交通ネットワークの充実した都市づくり**

<都市づくりの目標③>

◆ **自然や歴史文化と調和する魅力的な都市づくり**

<都市づくりの目標④>

◆ **みんなが住みたくなる安全で快適な都市づくり**

<都市づくりの目標⑤>

◆ **市民参画※と協働※による都市づくり**

<都市づくりの目標①>

◆活力あるコンパクトな都市づくり

- 合併による多核型の都市構造を活かし、各地域で快適で便利な生活ができるように、地域の役割分担と連携のもと、活力ある都市づくりを目指します。
- 各地域においては、無秩序な都市の拡大を抑制し、コンパクトな都市の形成を目指します。
- 拠点となるエリアについては、「にぎわいの都市づくり基本方針」、「まちなか活性化推進ガイドライン」における『まちなか』や『準まちなか』としての設定を検討していきます。

<都市づくりの目標②>

◆道路・交通ネットワークの充実した都市づくり

- 既存の幹線道路※や鉄道・バス等の交通ネットワークを活かすとともに、分散する各地域が連携・補完しあい、周辺市町との連携・交流を促進できる道路・交通ネットワークの構築を図ります。
- 各地域における高齢者等の交通弱者※が快適に移動でき、安心して地域に住み続けられるような公共交通ネットワークの充実を図ります。

<都市づくりの目標③>

◆自然や歴史文化と調和する魅力的な都市づくり

- 雲仙岳や千々石海岸などの他に類のない個性的な自然環境や神代小路や遺跡等の雲仙の歴史を感じることができる歴史文化資源を保全・活用し、個性的で魅力的な都市づくりに取り組みます。

<都市づくりの目標④>

◆みんなが住みたくなる安全で快適な都市づくり

- 雲仙市民が住み続け、来訪者が住みたくなるようにするために、災害に強く、交通や防犯上も安全性の高い、安心して住むことができる快適な都市づくりに取り組みます。

<都市づくりの目標⑤>

◆市民参画※と協働※による都市づくり

- 雲仙市の将来像「豊かな大地・輝く海と ふれあう人々で築く たくましい郷土」を実現するためには、市民のまちづくりへの参画が必要不可欠です。このため、市民や企業等の多様な主体がまちづくりに参画しやすい仕組みを確立するとともに、協働※により各種施策を推進します。

2. 将来都市構造

2-1 広域的な位置づけについて

雲仙市は、長崎県長期総合計画においては、島原半島地域、県央地域の2つの生活創造圏※に位置づけられており、島原市、南島原市との連携はもとより、県央地域として、諫早市、長崎市、大村市等との連携を図るとしています。

また、広域交流圏※として、長崎・西彼地域や県北地域との環大村湾広域交流圏※や鹿児島県、熊本県、福岡県、佐賀県との連携を強化する環有明海広域交流圏※を形成していくとしています。

本市の役割としては、島原市、南島原市とともに「農業先進地」及び「観光地」として位置づけられ、広域的な連携のもと、地域の豊かな自然を活かした交流のあるまちづくりを進めていくとしています。

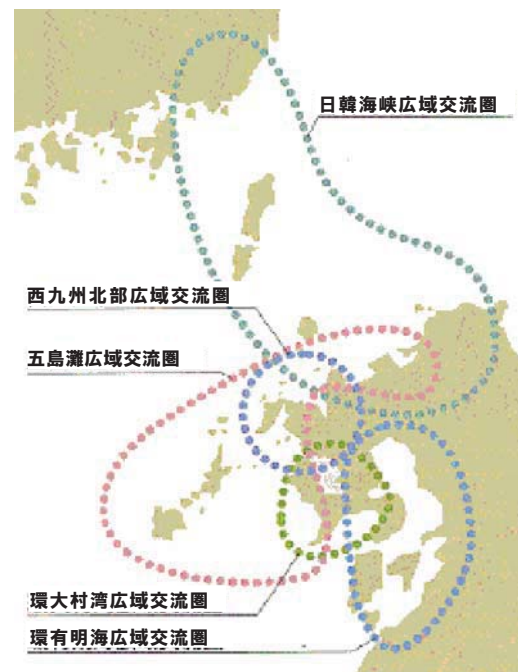
こうした中で、雲仙市周辺の主要都市と広域的な道路・交通網の配置は次項の図のようになっており、高速道路や新幹線といった高速交通網へのアクセスについては、諫早市へのアクセスが重要となっています。

《長崎県長期総合計画における広域圏》

＜生活創造圏※＞



＜広域交流圏※＞



《主要都市と広域交通網の配置概念図》



2-2 都市構造の考え方

ここでは、まちづくりの目標を実現するために、どのような都市機能を配置・誘導し、どのような施設配置や土地の使い方を目指すかという、基本的な方向性を「都市構造」として整理します。

都市構造は、以下に示す3つの要素（都市拠点、都市軸、ゾーン）から構成します。

《都市構造を構成する要素》

- 都市拠点：まちづくりの活動の中心的な場
- 都市軸：交流やネットワークを担う動線、線形
- ゾーン：概ねの機能毎に区分した土地のまとまり

なお、構成要素の詳細（後述）と、都市づくりの目標との関連性については、以下のように表すことができます。

都市構造の構成要素		都市づくりの目標				
		活力あるコンパクトな都市づくり	道路・交通ネットワークの充実した都市づくり	自然や歴史文化と調和する魅力的な都市づくり	みんなが住みたくなる安全で快適な都市づくり	市民参画※と協働※による都市づくり
都市拠点	①地域生活中心拠点	●			●	○
	②生活拠点	●			●	○
	③観光・交流拠点	○		●	○	○
	④歴史・文化拠点	○		●	○	○
都市軸	①広域交流連携軸	○	●			○
	②都市間幹線軸	○	●			○
	③都市内幹線軸	○	●			○
	④水辺環境・親水※・生産軸			●	○	○
ゾーン	①森林環境保全ゾーン			●		○
	②田園居住・農業ゾーン	○		●	○	○
	③市街地ゾーン	●		○	●	○

○：関連性が深いもの ●は、そのなかでも特に密接な関連性を持つもの

《目指す都市構造の基本的な考え方》

通勤・通学の状況や公共施設、医療施設等の立地状況などから、本市を3つの地域生活行動圏に区分します。この行動域は、区域を限定するものではなく、ある程度の重なりを持つ弾力性のある圏域とします。それぞれの行動圏ごとに、都市機能が集積する地区を「地域生活中心拠点」と位置づけ、都市機能の充実を図ります。

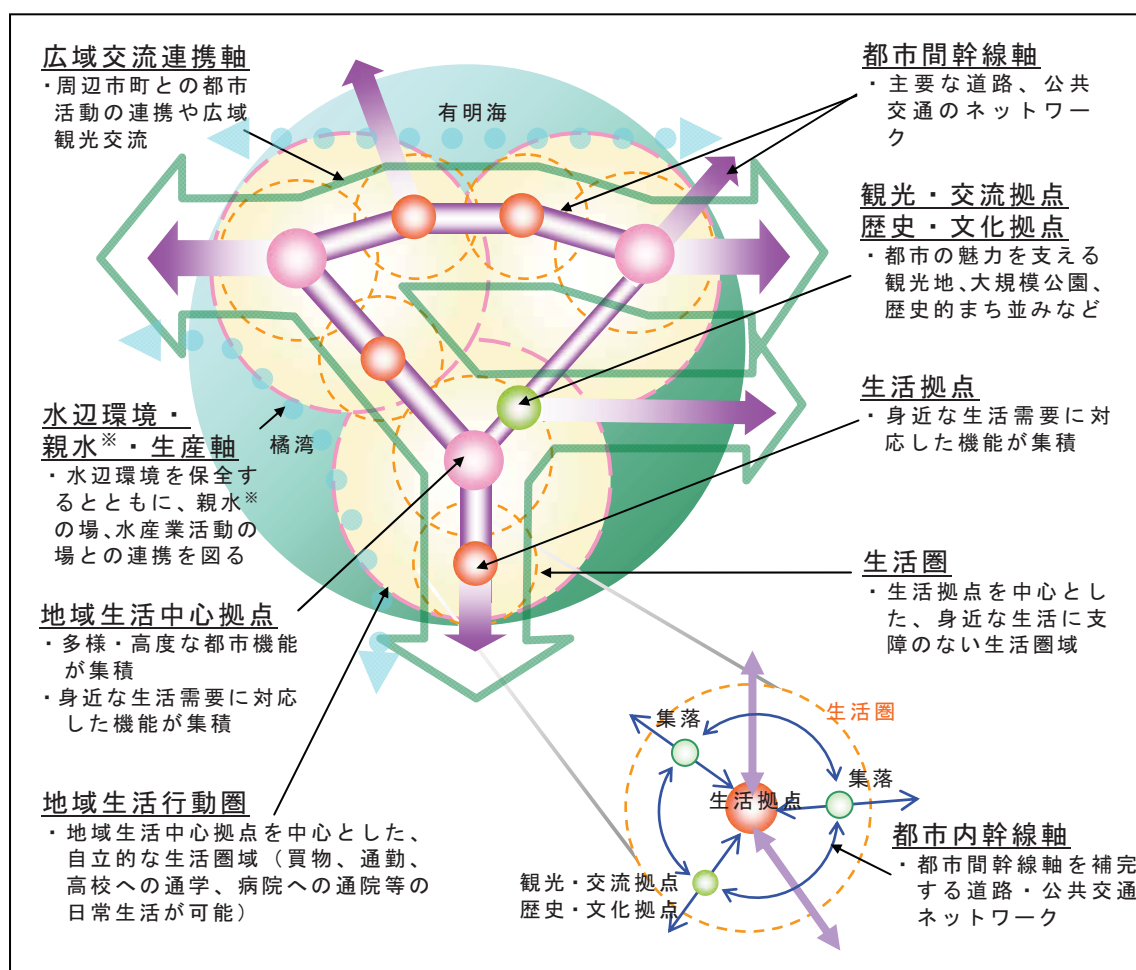
また、その他の総合支所周辺を「生活拠点」と位置づけ、身近な生活需要に対応した地域コミュニティ※の核として充実を図ります。

この他、主要観光地や大規模公園などを「観光・交流拠点」として位置づけるとともに、歴史的文化遺産の集積する地区を「歴史・文化拠点」として位置づけ、魅力的な都市空間の形成を図ります。

地域中心拠点や生活拠点については、周辺の集落と連携しながら、地域の一体的な活性化を目指します。

これらの都市拠点の交流・連携を密接に図り、都市機能を補完し合うことで、一体的な都市となるよう「**多核・地域ネットワーク型**」の都市構造を目指します。

多核・地域ネットワーク型都市構造のイメージ



2-3 将来都市構造

<将来都市構造図>



《都市拠点》 ⇒ まちづくり活動の中心的な場

①地域生活中心拠点

国見、愛野、小浜の中心部については、「地域生活中心拠点」と位置づけ、各種行政サービスの集積をはじめ、医療福祉、高度教育などの多様なサービスを提供し、市民や来訪者で賑わう地域の中心的な拠点としての機能強化に努めます。

②生活拠点

瑞穂、吾妻、千々石、南串山の中心部については、「生活拠点」と位置づけ、飲食料品、金融など身近な生活需要に対応した機能が集積する身近な生活地域の中心的な拠点としての機能強化に努めます。

③観光・交流拠点

雲仙温泉、小浜温泉や雲仙岳など我が国を代表する観光地や雲仙特有の公園緑地等については、「観光・交流拠点」と位置づけ、雲仙市の魅力を発信する拠点として、市民だけでなく、来訪者との交流を深める拠点としての活用を図ります。

④歴史・文化拠点

神代小路伝統的建造物群保存地区や橘公園は、「歴史・文化拠点」と位置づけ、雲仙の歴史や文化を感じることができる拠点としての活用を図ります。

《都市軸》 ⇒ 交流やネットワークを担う動線、線形

①広域交流連携軸

諫早市から雲仙を通り島原市や南島原市へつながる道路や公共交通は、「広域交流連携軸」と位置づけ、周辺市町との都市活動の連携や広域観光交流の向上を図ります。

②都市間幹線軸

国道 57 号、国道 251 号、国道 389 号、諫早湾干拓堤防道路※、地域高規格道路※島原道路、島原鉄道及び多比良港から熊本県長洲町への

航路を「都市間幹線軸」と位置づけ、各拠点の連携強化を図るとともに、都市間の交流を促す骨格的な道路として整備・改善を促進するとともに、公共交通のネットワークの充実を促進します。

③都市内幹線軸

各拠点間を連絡する県道等については、「都市内幹線軸」と位置づけ、都市間幹線軸を補完する道路・交通ネットワークの充実を促進します。

④水辺環境・親水※・生産軸

有明海沿岸や橘湾沿岸は、「水辺環境・親水※・生産軸」と位置づけ、水辺環境を保全するとともに、親水※の場、水産業活動の場との連携を図ります。

《ゾーン》 ⇒ 概ねの機能毎に区分した土地のまとめ

①森林環境保全ゾーン

雲仙岳を中心とする本市東部の山地や猿葉山周辺については、「森林環境保全ゾーン」と区分し、積極的に良好な自然環境の維持・保全を図ります。

②田園居住・農業ゾーン

市街地を取り巻く農地や集落地は、「田園居住・農業ゾーン」に区分し、優良農地の保全や農業基盤整備の推進を図るとともに、集落地における生活環境の向上を図ります。

また、都市と自然が共存するゾーンとして、良好な自然環境や田園環境を備えた居住空間の形成を図ります。

③市街地ゾーン

市役所や総合支所の立地する既存の機能集積がある地区については、「市街地ゾーン」と区分し、既存の機能集積のもとに、各地区の特性に応じた計画的な都市基盤の整備や居住環境の向上を図り、快適で便利な居住空間の形成を目指します。

3. 分野別都市整備の方針

都市づくりの基本理念と目標及び将来都市構造を踏まえ、分野別の都市整備の方針を整理します。

◆ 都市づくりの基本理念と目標 ◆

<都市づくりの基本理念>

「豊かな大地・輝く海とふれあう人々で築く たくましい郷土」

<実現のテーマ>

～ 雲仙・山麓「食」、「遊」、「快」のくにづくり ～

<都市づくりの目標>

- ◆活力あるコンパクトな都市づくり
- ◆道路・交通ネットワークの充実した都市づくり
- ◆自然や歴史文化と調和する魅力的な都市づくり
- ◆みんなが住みたくなる安全で快適な都市づくり
- ◆市民参画*と協働*による都市づくり

◆ 将来都市構造 ◆

多核・地域ネットワーク型の都市構造

◆ 分野別都市整備の方針 ◆

1. 土地利用*及び市街地整備の方針
2. 道路・交通の方針
3. 公園・緑地・水辺の方針
4. 上下水道・河川の方針
5. 景観形成の方針
6. 防災まちづくりの方針

3-1 土地利用※及び市街地整備の方針

(1)土地利用※及び市街地整備の基本的な考え方

＜土地利用※及び市街地整備の基本方針＞

豊かな自然と調和するとともに、地域特性に配慮した活力ある土地利用※を推進します。

国立公園※を有し、市域の大部分が森林を占める本市においては、はじめに「自然環境の保全」があって、それから自然環境との共生を前提に開発を考えることを原則とします。

また、土地は限られた資源であり、有効な利用を図ることが必要です。本市においては、活力あるコンパクトな都市を形成していくため、総合的な都市環境として必要な農地や森林、水辺、その他のオープンスペースを確保しつつ、無秩序な市街地の拡大を防止し、地域の状況を踏まえた一定のルールにしたがって、「効率的・効果的な土地利用※」を推進します。

なお、雲仙市が目指す土地利用※を推進していくには、行政はもとより、土地の所有者である市民や企業、また開発事業者の「共通認識」の形成が重要であり、土地利用※の方向性を定めるにあたっては、現在の土地の利用状況や地域条件を踏まえつつ、市民との合意形成を十分に図ります。

- 自然環境との調和に配慮した土地利用※の推進
- 効率的・効果的な土地利用※の推進
- 市民、企業、開発事業者、行政の共通認識の形成



(2)新たな都市計画区域※の指定の考え方

雲仙市が目指す都市構造の実現に向けて、都市計画の基本となる都市計画区域※の見直しについて長崎県と調整を行います。

現在は、国見町の一部、千々石町の全域、小浜町の一部にのみ都市計画区域※が指定されています。見直しにあたっては、市街化動向の活発な愛野町を中心とした有明海沿岸の地域において、都市計画区域※の拡大を検討します。

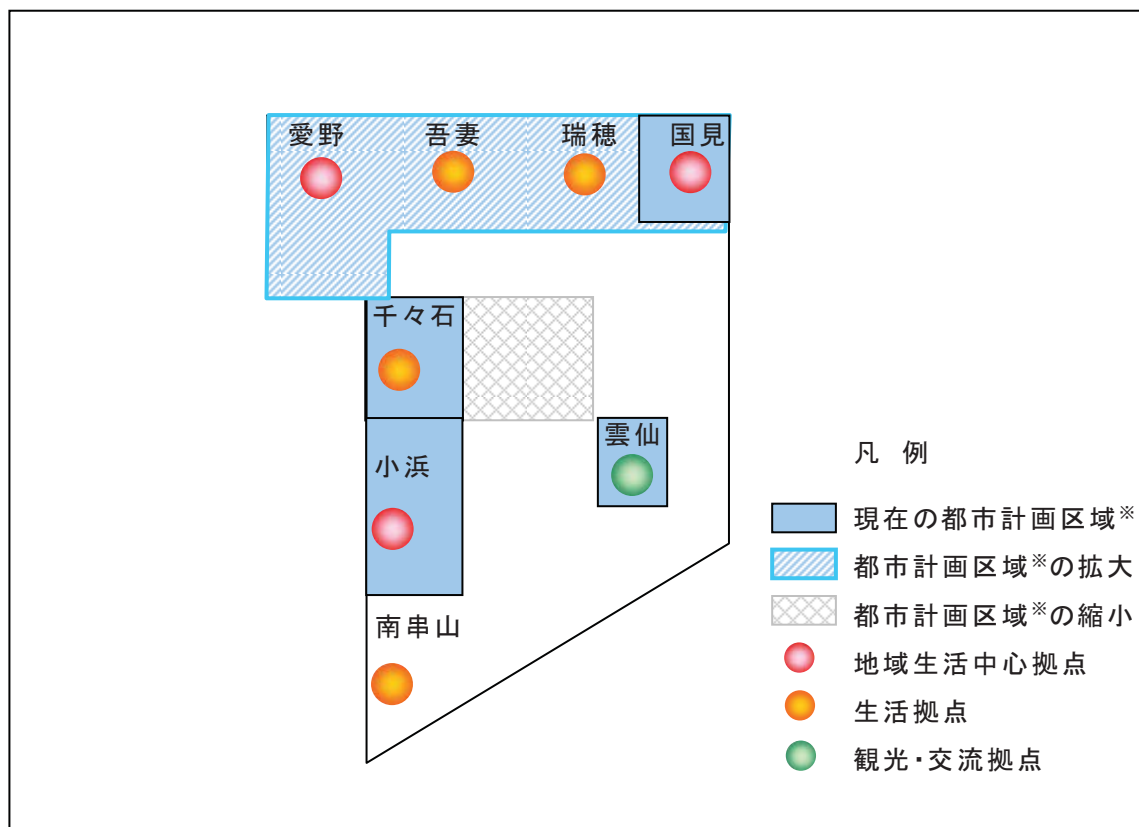
また、千々石町の山間部については、他の法規制との連携を図りつつ、都市計画区域※の縮小を検討します。

小浜町については、大幅な変更はありませんが、全市的な統一した都市計画区域※の指定の考え方にに基づき、変更を行います。

なお、南串山町については、地理的状況や人口減少傾向、開発が少ないなどの状況を踏まえると、現状においては、都市計画区域※編入への必要性が低いといえます。

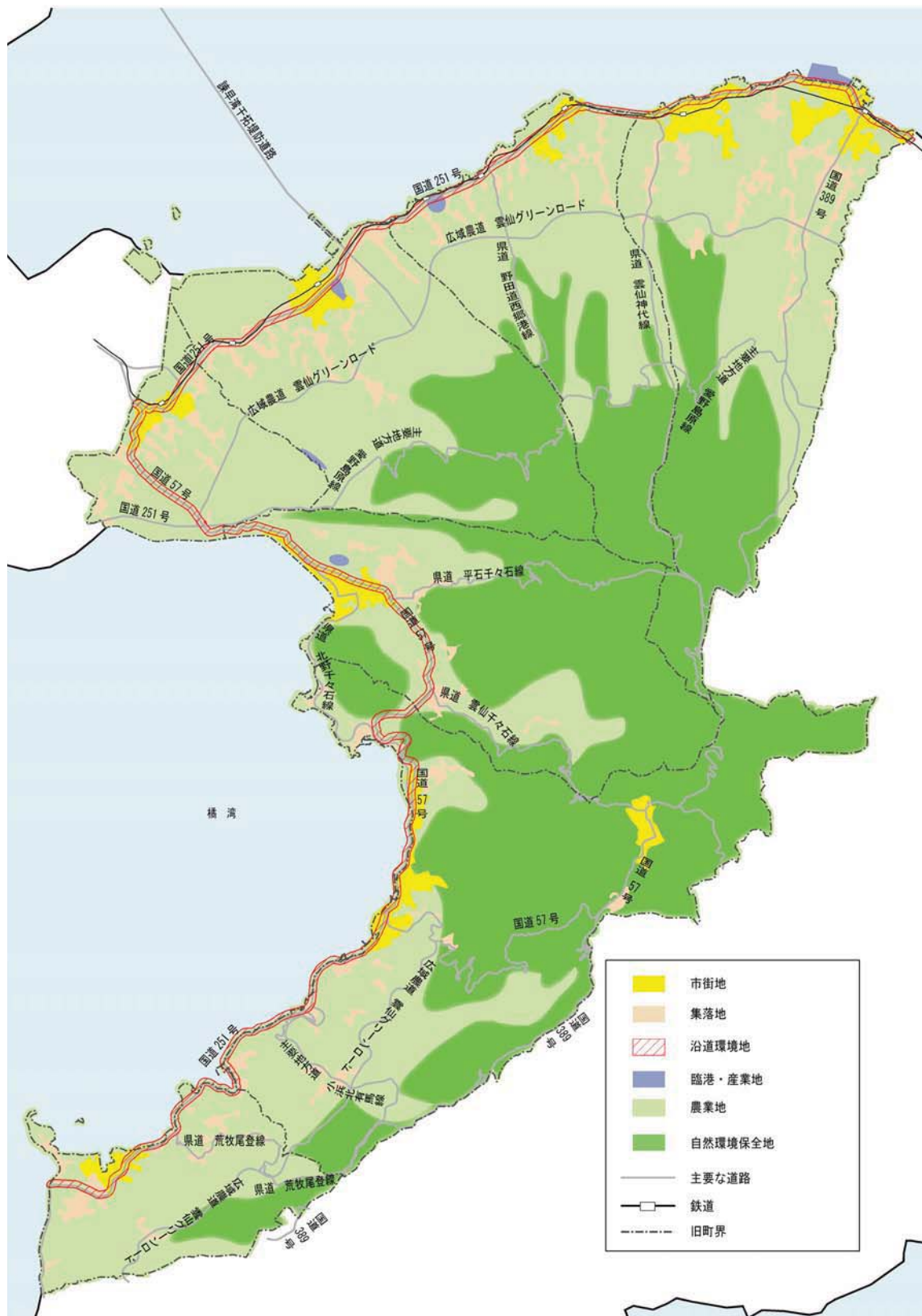
今後、区域の指定にあたっては、社会経済情勢の動向を踏まえるとともに、市民との合意形成を図り、長崎県などの関係機関との調整を行います。

新たな都市計画区域※指定のイメージ（案）



(3)土地利用※の誘導方針

<土地利用※の誘導方針図>



《都市形成ゾーン》

都市構造において市街地ゾーンと田園居住・農業ゾーンに位置づけた区域のうち、都市的土地利用※の規制・誘導と都市施設の整備、並びに無秩序な都市化の抑制を図る必要がある区域を都市形成ゾーンとして区分し、都市計画区域※の指定を基本に、都市構造上の位置づけにおける役割や状況に応じた土地利用※を図ります。

① 市街地

地域生活中心拠点に位置づけた多比良駅周辺、愛野町中心部及び小浜温泉街については、消費・生産などの都市活動を支える利便性の高い地区であり、特に小浜温泉街は観光地として非日常的な商業機能が混在していることから、商業や公共サービスなどの主要都市機能の立地と良好な住宅地の形成に向け、用途地域※の指定による市街地としての土地利用※規制・誘導を検討するとともに、地区計画※等の活用により良好な市街地の形成を促進します。

また、生活拠点に位置づけた吾妻駅周辺、西郷駅周辺、及び千々石総合支所周辺、南串山総合支所周辺については、日常生活の利便性に資するサービス機能と共存した住宅地の形成に向け、既存の機能集積や土地・建物利用など各地区の実情に応じて、用途地域※の指定や地区計画※等の弾力的な活用など、適正な土地利用※規制・誘導の検討を図ります。

② 集落地・農業地

田園居住・農業ゾーンとして良好な農地を保全しつつ、農村を基礎として発展してきた生活空間については、周辺の豊かな自然環境や農地と調和した良好な住環境を有する郊外型住宅地として、地区計画※等により適正な土地利用※規制・誘導の検討を図ります。

また、長期的にみて、無秩序な開発を抑制し、良好な農地や自然地を保全すべき区域については、農業振興地域制度等により優良農地を確保・維持し、計画的な農業の振興を図ります。

③ 沿道環境地

国道 57 号及び同 251 号は広域的な交流の軸として位置づけられており、経済活動や生活基盤の動脈として機能していることから、その沿道における開発の可能性が高く、農業公共投資の状況や周辺農地への支障など、農業の保全を踏まえつつ、農地転用許可制度※と開発許可制度※を活用して地域や道路利用者へのサービス機能の立地を図ります。

④ 臨港・産業地

多比良港埋立地、吾妻工業団地をはじめ、瑞穂、愛野、千々石の企業立地促進法※における適地については、雇用促進に向けた企業誘致を積極的に推進するとともに、需要に応じて都市基盤の整備を図ります。

《自然保全ゾーン》

① 自然環境保全地

都市構造における森林環境保全ゾーンや無秩序な都市化の可能性が低い区域を自然保全ゾーンとして区分し、都市計画区域※には指定せず、自然公園法※や森林法※等により自然的土地利用※の維持、自然空間の保全に努めます。

3-2 道路・交通の方針

(1) 道路・交通の基本的な考え方

＜道路・交通の基本方針＞

既存の道路・交通体系を活かし、安全で快適な交通環境を形成します。

本市は島原半島の西側の7町が合併して誕生した都市であり、今後、一体の都市として市民サービスの水準を維持するとともに、半島地域という地理的に不利な条件を克服し、人口減少時代における交流活動の活発化を図るには、道路・交通ネットワークの構築が重要です。

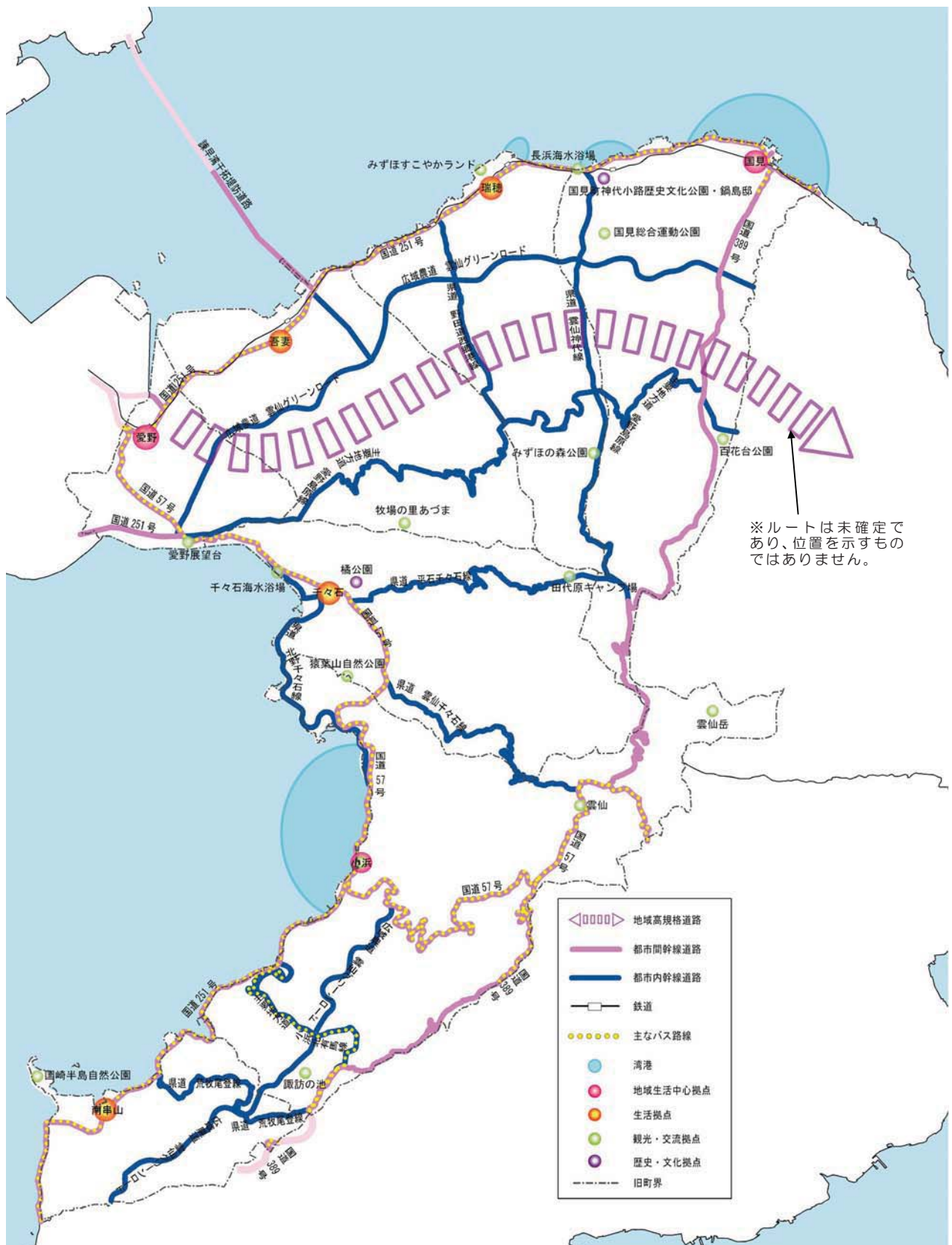
また、本市は交通弱者[※]の増加が想定される超高齢社会を迎えており、財政面などの実現性をふまえると、鉄道や航路などの既存の社会インフラ[※]を維持するとともに有効に活用することが求められます。

したがって、本市の道路・交通施設については、交流促進の骨格となる広域的な幹線道路[※]の機能強化、並びに生活の足となる地域交通手段の確保を基本とし、観光・産業・生活インフラ[※]としての幹線道路[※]の整備、市街地・集落内におけるバリアフリー[※]化や安全性確保など交通環境の整備・改善を推進するとともに、都市間・市街地内における公共交通網の維持・充実を図ります。

- 幹線道路[※]の整備・改善
(都市間幹線道路[※]、都市内幹線道路[※])
- 人にやさしく安全な道路の整備・改善
(市街地・集落内の生活道路)
- 市域内及び他都市とつなぐ公共交通の充実
(鉄道交通、バス交通、海上交通)
- 地域内を循環する公共交通の充実
(コミュニティバス[※]、乗合タクシー[※]等)

(2)道路・交通の整備方針

<道路・交通の方針図>



《道路》

① 都市間幹線道路※

既存の国道 57 号、国道 251 号、並びに山間部を縦断する国道 389 号については、市内各地域を連携し周辺都市と連絡する都市間幹線道路※として位置づけ、時間距離の短縮や交通混雑の緩和、市街地内などにおける歩行者の安全確保の強化に努めます。

地域高規格道路※の島原道路については、事業化した愛野森山バイパスの整備を促すとともに、諫早市や島原市など沿線自治体とともに、関係機関に対し未指定区間の早期指定を働きかけます。

② 都市内幹線道路※

県道をはじめとするその他の主要な道路については、都市内幹線道路※として位置づけ、都市間幹線道路※を補完し、交通混雑の緩和や道路交通の安全性確保の強化に努めるとともに、生活基盤の充実や土地利用※の促進の強化に努めます。

特に、愛野から南串山においては、骨格となる道路が国道 57 号のみであることから、国道 57 号の代替ルートの整備促進を図ります。

③ 市街地・集落内の生活道路

市街地や集落地において自動車と歩行者、自転車等の交通が混在する交通環境については、歩車分離※や歩道の段差解消など、だれもが安全に通行できる道路施設整備を進めます。

また、駅前や都市拠点施設の周辺部など集客力の高いシンボリックな都市空間においては、円滑な交通処理とともに、まちなみ景観に配慮した道路整備に努めます。

《公共交通》

① 鉄道

現在、本市の有明海側を横断している島原鉄道については、沿線の各地域を連絡する生活行動圏形成の軸であり、かつ沿線地域における通勤・通学や通院、消費（日常の買い物）といった市民の生活の足となる公共交通手段であることから、駅施設のバリアフリー※化をはじめとする利用環境や利便性を高めることで利用促進を図り、その維持に努めます。

特に、地域生活中心拠点に位置する愛野駅、多比良駅については、二次交通との乗り継ぎや周辺交通環境の改善を図るなど、交通結節点※としての機能を高め、まちづくりの中心的機能として駅の活用を図ります。

② 路線バス・乗合タクシー※

本市内に営業区間がある路線バスは、主に諫早駅を基点とし国道 57 号と同 251 号に沿って複数の路線・系統が運行されていますが、各路線の分岐点に位置する愛野以遠の区間については運行本数が少ないことから、路線の維持・充実に向け、住民や事業者とともに利用促進策に取り組むとともに、運行数の充実や運行時間帯の見直しなどを働きかけます。

また、県営バス路線の廃止に伴い、千々石町・小浜町の一部では乗合タクシー※による代替運行を行っていますが、その他の地域においても地域の実情に応じた公共交通のあり方について検討します。

なお、小浜バスセンターをはじめとする地域の主要なバス停等においては、交通結節機能を高め、まちづくりの中心的機能としての活用を図ります。

③ 航路

多比良港と熊本県の長洲港を結ぶフェリーについては、観光だけでなく生活の足として地域交通において重要な役割を担っており、ターミナル施設におけるバリアフリー※化をはじめとする利用環境や利便性を高めることで利用促進を図り、その維持に努めます。

3-3 公園・緑地・水辺の方針

(1) 公園・緑地・水辺の基本的な考え方

＜公園・緑地・水辺の基本方針＞

豊かなみどりや水辺環境を守り、育て、つないでいくとともに、個性的で潤いある生活空間を形成します。

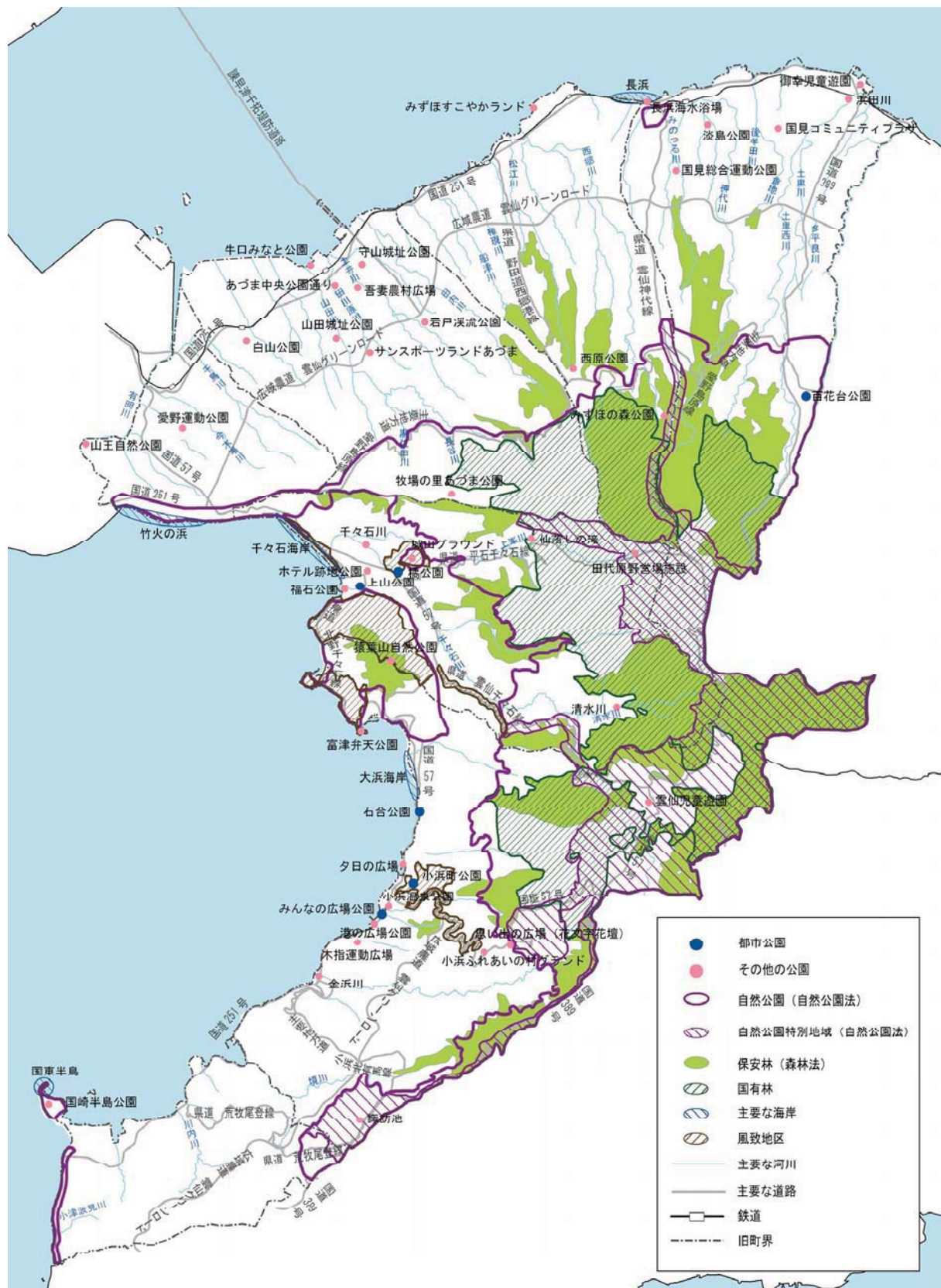
本市は、雲仙天草国立公園※などを代表とした良好な自然環境に恵まれています。これらの雲仙らしい豊かな自然環境については、各種法令との連携により保全し、次代に継承するとともに、市民や来訪者が自然を身近に感じ、親しむことができる観光・レクリエーション拠点となる公園緑地の整備・充実を推進します。

また、市民の日常生活を潤いあるものとするとともに、災害時には避難地として機能を果たす身近な公園・緑地の計画的な整備を推進します。

- 守り育てるべき緑や水辺の保全と活用
- 国立公園※等を活かした雲仙らしい観光・レクリエーション拠点となる公園・緑地の整備・充実
- 身近な公園の整備

(2)公園・緑地・水辺の整備方針

<公園・緑地・水辺の方針図>



《自然環境》

① 良好な自然環境の保全

雲仙岳周辺の山間部や諏訪の池周辺などの優れた自然環境は、国立公園特別地域※としての指定を維持し、積極的に保全を図ります。

また、千々石断層周辺や猿葉山周辺などの良好な緑の空間については、国立公園※等と一体となって保全が必要であり、他法令との連携のもと、土地利用※の規制誘導を図り、積極的に保全を図ります。

また、本市は、千々石海岸や国崎半島といった良好な海岸を有しており、津波・高潮対策と調整を図りつつ、自然性の高い海岸線の保全・再生を図ります。

その他の地域特有の良好な緑や水辺空間※についても、各種法令に基づく規制誘導の強化を検討のもと、積極的な保全を図ります。

《公園・緑地》

① 観光・レクリエーション拠点となる大規模公園の整備・充実

百花台公園は、市民はもとより来訪者が集う観光・レクリエーション拠点として、引き続き整備を促進します。

その他、愛野運動公園の整備推進を図るとともに、各地域の基幹的な公園・緑地等については、それぞれの特性を踏まえ、機能・役割を明確化し、その中で必要な整備を検討します。

② 身近な公園整備

日常生活に密着した公園については、地域生活圏それぞれにおいて、街なか居住を進める市街地や防災上問題のある集落などで重点的な整備・確保に努めます。

なお、公園・広場の整備にあたっては、新たな公共公益施設や道路等の整備などと連携を図るとともに、空き地等の活用による柔軟な対応を検討します。

3-4 上下水道・河川の方針

(1) 上下水道・河川の基本的な考え方

＜上下水道・河川の基本方針＞

上下水道等の整備を推進し、居住環境の向上を図るとともに、豊かできれいな水資源を保全します。

上水道・河川については、良質で安定的かつ安全な生活環境を実現するため、今後も整備・改善及び維持管理の充実に努めます。

特に公共下水道等については、農業集落排水※事業等との連携により、整備を進め、河川の水質向上に努めます。

- 良質な水資源の安定的な確保
- 適正な排水処理による水質の向上

(2) 上下水道・河川の整備方針

① 上水道

「雲仙市水道ビジョン※」及び「水道基本計画※」に基づき、給水サービスの向上を図りつつ、将来も安定した持続可能な事業運営をもとに、市民が安心しておいしく飲める水道水を供給します。また、災害時でも安定的に水道水が確保できるように整備充実に努めます。

② 下水道

適切な生活排水・工場排水等の衛生的な処理、および河川や有明海、橘湾などの公共用水域の水質保全を図るため、瑞穂町、吾妻町の特定環境保全公共下水道※事業を推進するとともに、公共下水道等未整備地区においては、農業集落排水※事業等との連携のもと、引き続き調査を進め、各々の地区に適した施設整備を検討し、都市環境や住環境の向上に努めます。

③ 河川

各河川の整備にあたっては、河川管理者が定める各々の水系の河川整備基本方針や、地域の意見等を踏まえて定める河川整備計画※等に基づくものとし、市街地を流れる河川については、都市部における降雨に対する治水※上の安全性の確保を第一に、流下能力※の向上や排水流出抑制策など、総合的な治水※対策を図ります。

また、親水※空間としての環境整備など、都市における快適性の向上に取り組めます。

その他、生活排水対策として、定期的な河川水質調査を実施するほか、EM※培養液の効果を検証しつつ有効利用を進め、生活排水対策のより一層の促進を図ります。

3-5 景観形成の方針

(1) 景観形成の基本的な考え方

＜景観形成の基本方針＞

観光振興に寄与する自然景観の保全及び温泉・歴史などの個性を活かした都市景観を形成します。

雲仙らしい自然環境・田園環境を活かした美しくのどかな景観を保全するとともに、雲仙温泉、神代小路などの地域特性に応じた街並み・景観づくりを推進します。また、観光地などの拠点やそれらをネットワークする道路においては、沿道景観に配慮した景観形成を推進します。

- 海・山・里の特性を活かした美しくのどかな景観の保全
- 温泉街など地域特性に応じた街並み・景観づくり
- 拠点や景観要素※をつなぐ沿道景観づくり

(2) 景観形成の整備方針

「雲仙市景観計画※」に基づき、快適で魅力ある景観づくりを進めます。

① 自然景観

雲仙岳などの地域の背景となる山地については、国立公園※、保安林※、地域計画対象民有林※、風致地区※等により緑豊かな自然景観の積極的な保全を図ります。また、眺望景観※が得られる視点場※については、良好な環境の維持・保全や環境整備に努めます。

千々石海岸や国崎半島、主要な河川等の良好な水辺空間※については、各種法規制と連携し、良好な景観の維持・保全に努めます。

② 歴史・文化景観

重要伝統的建造物群保存地区※に指定されている神代小路については、周辺を含めて一体的に景観の保全・向上を図ります。

また、市内に数多く残る遺跡等の歴史的資源については、緑豊かな遺跡景観の形成に努めます。

雲仙温泉や小浜温泉については、観光振興に寄与するため風情があり統

一感のある温泉地らしさを醸し出す景観形成を推進します。

棚田百選に選ばれた岳の棚田をはじめとする農村集落については、農村の暮らしの景観維持・保全に努めます。

③ 市街地景観

国見、愛野、小浜などの市街地においては、各地区の特性を活かしながら象徴的で統一感のある質の高い景観形成を図ります。

国道をはじめ主要な道路沿道や鉄道沿線などについては、路線等の特性に応じた雲仙らしい景観形成の誘導に努めます。

また、来訪者にとって分かりやすく、景観要素※としても美しい全市統一した案内誘導サイン※のあり方について検討します。

3-6 防災まちづくりの方針

(1) 防災まちづくりの基本的な考え方

＜防災まちづくりの基本方針＞

災害に強い安全で住みやすい住環境を形成します。

本市は、活火山雲仙岳を有しており、平成2年の噴火が記憶に新しいところです。また、千々石活断層を代表とする活断層群が存在し、地震の可能性も指摘されている地域です。

また、台風の進路にあたることも多く、近年の全国的な局地的集中豪雨など、風水害の危険性も考えられます。

したがって、火山災害・地震災害や風水害などの自然災害に強いまちづくりを進めるとともに、防災対策の整備・充実を図ります。

- 火山災害・地震災害・火災に強いまちづくり
- 風水害に強いまちづくり
- 土砂災害に強いまちづくり
- 防災対策の整備・充実

(2) 防災まちづくりの整備方針

① 自然災害防止対策

山間・丘陵地が多い地形特性を踏まえ、市全体として、土砂災害対策を強化します。特に愛野以南の地域においては、市街地と急傾斜地が近接している箇所がみられるため、これらについては、無秩序な開発を抑制するとともに、急傾斜地崩壊対策※事業等を推進します。

海岸部においては、高潮対策の推進について、国、県に要望します。

② 都市災害防止対策

都市計画区域※や準都市計画区域※の指定により、建築基準法の集団規定が適用になり、安全な市街地を形成します。

また、災害時における建築物の延焼や倒壊を防ぐため、建物の不燃化や耐震化※に努めます。特に公立学校施設については、「雲仙市公立学校施設耐震化等事業計画※」を基本に重点的に耐震化※を進めます。

その他、雲仙市防災マップに位置づけた避難所の安全性の向上に努めるとともに、安全な避難路の確保に努めます。

③ 防災・防犯対策の整備・充実

災害において、犠牲者となりやすい災害時要援護者の方々を守るため、「雲仙市災害時要援護者避難支援計画※」及びこの計画と連携する災害福祉マップ「地域ささえ愛マップ※」を作成しました。今後は、地域での支援及び協力をお願いするとともに、自主防災組織の育成に努めます。

この他、災害時、緊急時の対策として、防災無線及び消防施設の充実を図ります。

